

令和5年第3回定例会9月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課
総務局財務室

議 案 目 録

- 議案第 56 号 明石市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 57 号 明石市印鑑条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 58 号 明石市市税条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 59 号 明石市保健関係手数料徴収条例及び明石市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 60 号 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 61 号 明石市都市公園条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 62 号 明石市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 63 号 明石市営水道事業における利益の処分に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 64 号 明石市火災予防条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 65 号 令和 5 年度明石市一般会計補正予算（第 4 号）
- 〃 第 66 号 令和 4 年度明石市一般会計歳入歳出決算ほか 11 件
- 〃 第 77 号 令和 4 年度明石市一般会計歳入歳出決算ほか 11 件
- 〃 第 78 号 令和 4 年度明石市水道事業会計決算
- 〃 第 79 号 令和 4 年度明石市下水道事業会計決算及び利益の処分のこと
- 報告第 17 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 18 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告のこと
- 〃 第 19 号 明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと
- 〃 第 20 号 公益財団法人こども財団の経営状況報告のこと
- 〃 第 21 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和 4 年度決算）報告のこと
- 〃 第 22 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する評価結果報告のこと

1 要 旨

行政手続の利便性の向上等を図るため、オンラインで行政手続を行う際の手数料の納付の方法、添付書面の省略等について定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 法律名の改正に合わせた条例名の改正

(現行) 明石市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(改正) 明石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(2) 手数料納付のオンライン化

オンラインで申請等を行う場合は、他の条例等において証紙で納付するように定められた手数料であっても、クレジットカード等を利用したオンライン納付をできるようにする。

(3) 添付書面の省略

個人番号カードの利用により市が必要な情報をオンラインで入手することができる場合等は、申請等に添付すべき住民票の写しその他の書面を省略できるようにする。

(4) その他所要の整備

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

コンビニエンスストア等におけるスマートフォンを用いた印鑑登録証明書の交付及び市役所窓口における個人番号カードを用いた印鑑登録証明書の交付を可能としようとするもの。

2 内 容

(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、個人番号カードの機能である利用者証明用電子証明書をスマートフォンに搭載することが可能になったため、スマートフォンを用いて、コンビニエンスストア等の専用端末から印鑑登録証明書の交付を受けられるようにする。

(2) 市民の利便性の向上を図るため、市役所窓口において、個人番号カードを用いて印鑑登録証明書の交付を受けられるようにする。

【参考】改正後の申請方法

	市役所窓口	専用端末
スマートフォン	×	<u>○</u>
個人番号カード	<u>○</u>	○
印鑑登録証	○	×

3 施行期日

令和5年10月1日

1 要 旨

個人住民税と併せて国税である森林環境税を賦課徴収するための規定を新設するほか、令和5年度税制改正に伴う所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 森林整備等に必要な地方財源として森林環境税(1,000円/年)が創設されたため、同税を個人住民税均等割と併せて賦課徴収するための所要の整備を図る。

※ 東日本大震災からの復興に関する個人住民税均等割額の臨時的な加算措置(1,000円/年)が令和5年度分をもって終了することから、実質的な納税者の負担額は変わらない。

(2) 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の延長

燃費性能に応じて種別割を軽減するグリーン化特例*の適用期間を原則3年延長する。

(現行) 令和5年3月31日まで

(改正) 令和8年3月31日まで

* 初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の税額を、25%～75%軽減する措置

(3) 大規模修繕工事が行われたマンションに係る固定資産税の特例の新設
築20年以上である等の一定の要件を満たすマンションについて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに長寿命化に資する大規模修繕工事が行われた場合に、翌年度分の家屋に係る固定資産税額を3分の1減額する特例を新設する。

(4) その他地方税法の改正に伴う所要の整備

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(1)は令和6年1月1日

1 要 旨

旅館業法の一部改正により新たに創設された事務に係る手数料を定めるとともに、兵庫県条例の廃止に伴う所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

- (1) 旅館業法の一部改正により、営業者が旅館業を譲渡する場合の手続が、許可申請から承継承認申請となったため、当該承継承認の申請に対する審査事務手数料を他の承継承認の申請に対する審査事務手数料と同額の7,400円に設定する。
- (2) 食品衛生法の一部改正により、魚介類行商条例（兵庫県条例）が廃止されたため、同条例に基づく登録の申請に対する審査事務手数料を廃止する。
- (3) 旅館業法の条項移動等に伴う規定の整備

3 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日。ただし、2の(2)は公布の日

1 要 旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い新たに創設された事務に係る手数料を新設しようとするもの。

2 内 容

法の一部改正により、認定長期優良住宅の容積率を緩和する特例が新設されたため、当該特例を受けるための許可の申請に対する審査事務手数料（160,000円）を新設する。

※類似の容積率の緩和に係る特例の許可申請に対する審査事務手数料と同額で設定

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

17号池魚住みんな公園に設置する有料公園施設及びその使用料の額を定めるとともに、有料公園施設を無料で利用することができる一般開放日を設けようとするもの。

2 内 容

(1) 17号池魚住みんな公園に設置する有料公園施設及びその使用料

有料公園施設		使用料
緑のグラウンド		1時間につき1,250円
多目的グラウンド		全面利用 1時間につき1,250円 半面利用 1時間につき650円
更衣室棟		1時間につき400円
会議室		1時間につき400円
17号池魚 住みんな公 園駐車場	大型自動車、 中型自動車 等	1日1回につき1,000円
	普通自動車	3時間以内 無料
		3時間～12時間 1時間につき100円 12時間～24時間 1,000円

(2) 有料公園施設の一般開放日

規則で定める有料公園施設について、誰もが無料で利用できる一般開放日を定めることができることとする。

3 施行期日

令和5年11月1日

1 要 旨

水道事業の変更について厚生労働大臣の認可を受けるに当たり、条例に定める給水人口及び1日最大給水量を変更するほか、法令改正に伴う規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 給水人口及び1日最大給水量の変更

令和7年度に阪神水道企業団からの受水を開始するに当たり、厚生労働大臣に対して水道事業計画の変更認可申請を行う必要があることから、同計画に定めることとされている給水人口及び1日最大給水量を、新たな推計に基づくものに変更する。

	改 正	現 行
給水人口	310,000人	300,000人
1日最大給水量	110,000m ³	132,000m ³

(2) 地方自治法の条項移動に伴う規定の整備

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(2)は令和6年4月1日

1 要 旨

水道事業の安定的な経営を行うため、毎事業年度に生じた利益の処分に関して所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 利益積立金の創設

毎年度生じた利益の4分の1以上を、利益積立金（欠損金を埋める目的に使用する積立金）に積み立てるものとする。

(2) 建設改良積立金の使途の拡大

財政状況等に応じた安定的な水道事業経営を行うため、建設改良積立金の使途を拡大する。

（現行）建設改良工事に充てる目的で使用

（改正）建設改良工事のほか、固定資産の購入や資本的整備に係る各種の分担金、負担金等に充てる目的で使用

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「省令」という。）の一部改正に伴い、蓄電池設備及び厨房設備に係る基準の見直しを行うほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 蓄電池設備に係る基準の見直し

ア 屋外に設ける蓄電池設備のうち、延焼防止措置が講じられたものとして J I S 規格に適合するものについては、建築物との離隔距離（現行 3 m 以上）を保たなくともよいこととする。

イ 相対的に火災危険性が低いとされる蓄電池容量 2 0 キロワット時以下の蓄電池設備を設置する際は、消防長への届出を不要とする。

(2) 厨房設備に係る基準の見直し

固体燃料を用いる厨房設備（炭火焼き器）と建築物等との離隔距離の基準を、省令改正に合わせて緩和する。

（現行）建築物等との間に 2 0 0 c m ~ 3 0 0 c m の離隔距離が必要

（改正）建築物等との間に 0 c m ~ 1 0 0 c m の離隔距離が必要

(3) その他省令改正に伴う所要の整備

3 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日

今回の補正は、歳出で、社会福祉施設等への物価高騰対策補助事業費のほか、高齢者インフルエンザ予防接種の無料化のための経費や焼却施設運営事業費、財政基金積立金等の追加を行うとともに、歳入では、繰越金、市債及び国庫支出金を追加するもの。

また、併せて、焼却施設等包括管理事業に係る債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 795,674 千円 補正後 128,702,141 千円 〕

歳 入

国庫支出金	53,000 千円	総務費国庫補助金	48,000 千円
		民生費国庫補助金	5,000 千円
繰越金	629,874 千円	前年度繰越金	629,874 千円
市債	112,800 千円	衛生債	112,800 千円

歳 出

物件費	170,100 千円	法定予防接種事業費	97,000 千円
		(高齢者インフルエンザ予防接種の無料化)	
		住民基本台帳事務事業費	48,000 千円
		(マイナンバーカード交付業務委託経費の追加)	
		地方独立行政法人明石市立 市民病院関連事業費	13,400 千円
		(地域医療需要等調査分析業務委託経費)	
		生活保護管理事業費	5,000 千円
		(生活扶助基準の見直し等に伴うシステム改修費)	
		児童相談所運営事業費	4,200 千円
		(一時保護児童の通学支援に係るタクシー使用料の追加)	

		中国残留邦人等 生活支援事業 (生活扶助基準の見直しに伴うシステム改修費)	2,500 千円
補助費等	141,008 千円	介護サービス等支援事業費 (介護サービス事業者への物価高騰対策支援)	77,655 千円
		保育施設等支援事業費 (私立保育所・幼稚園等への物価高騰対策支援)	33,300 千円
		コロナ対策等緊急支援事業費 (障害福祉サービス事業者への物価高騰対策支援)	27,000 千円
		交通政策事業費 (公共交通事業者への燃料費高騰対策支援)	1,748 千円
		児童相談所運営事業費 (児童養護施設等への物価高騰対策支援)	1,305 千円
投資的経費	126,566 千円	焼却施設運営事業費 (焼却施設受変電設備緊急保全工事費)	125,400 千円
		交通政策事業費 (山陽電鉄藤江駅バリアフリー事業補助金)	1,166 千円
積立金	358,000 千円	財政基金積立金 (令和4年度決算における実質収支額の1/2の積立て)	358,000 千円

債務負担行為

追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
焼却施設等包括管理事業	6,554,500	R6～R12

議案第 66 号
 議案第 79 号

令和 4 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営
 企業会計決算等

地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に
 より、令和 4 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営企業会計決算に
 つき、監査委員の意見を付し、議会の認定等を求めるもの。

令和 4 年度 一般会計・特別会計決算額

(単位:千円)

会計区分		A	B	C = A - B	D	E = C - D
		歳入決算額	歳出決算額	形式収支額	繰越財源	実質収支額
一般会計		126,817,318	125,855,893	961,425	245,738	715,687
特別 会計	葬祭事業	504,850	504,850	0	0	0
	国民健康保険事業	29,067,858	29,045,700	22,157	0	22,157
	財産区	7,307,165	752,162	6,555,004	0	6,555,004
	公共用地取得事業	610,979	610,931	48	48	0
	石ヶ谷墓園整備事業	393,706	64,580	329,126	0	329,126
	地方卸売市場事業	39,244	39,244	0	0	0
	介護保険事業	24,528,438	24,188,321	340,117	0	340,117
	土地区画整理事業清算金	23,307	26,229	△2,922	0	△2,922
	後期高齢者医療事業	4,447,080	4,436,406	10,674	0	10,674
	病院事業債管理	714,836	714,836	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	32,444	18,164	14,280	0	14,280
	小計	67,669,907	60,401,422	7,268,484	48	7,268,436
	合計	194,487,225	186,257,316	8,229,909	245,786	7,984,123

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

令和 4 年度 企業会計決算額

(単位:千円)

会計区分		A	B	C = A - B	当年度純利益 又は 当年度純損失	当年度未処分 利益剰余金又は 当年度未処理 欠損金
		収入	支出	差引		
水道事業	収益的収支	6,415,308	5,836,348	578,960	463,185	749,869
	資本的収支	822,889	2,085,184	△1,262,295		
下水道事業	収益的収支	8,898,831	8,088,588	810,243	773,169	1,784,612
	資本的収支	1,443,551	4,556,477	△3,112,927		
合計	収益的収支	15,314,139	13,924,936	1,389,202	1,236,354	2,534,481
	資本的収支	2,266,440	6,641,661	△4,375,222		

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

1 要 旨

交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年6月20日専決処分したので、報告するもの。

2 内 容

(1) 損害賠償額 金 338,000円

(2) 相手方 横浜市在住の個人

(3) 事故の内容 令和5年1月2日明石市二見町西二見1667番1地先の信号機による交通整理が行われている交差点において、感染対策局あかし保健所保健予防課の職員が運転する本市所有の軽貨物自動車が右折しようとした際、対向車線を直進してきた相手方乗用車に接触し、損害を与えたもの。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率の名称	令和4年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	4.0	25.0	35.0
将来負担比率	21.0	350.0	

2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和4年度決算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—		
地方卸売市場事業特別会計	—		

報告第19号

明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと

明石地域振興開発株式会社の令和4年度の決算書等及び令和5年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第20号

公益財団法人こども財団の経営状況報告のこと

公益財団法人こども財団の令和4年度の決算書等及び令和5年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第 2 1 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和 4 年度決算）報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の令和 4 年度の決算書等を地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するもの。

報告第 2 2 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する
評価結果報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の令和 4（2022）事業年度の業務実績及び第 3 期中期目標の期間（平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）における業務実績に関する評価を行ったため、地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定に基づき報告するもの。